

札幌市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

平成30年（2018年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市附属機関設置条例の一部を改正する条例

札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表1 市長の項札幌市入札・契約等審議委員会の目の次に次のように加える。

札幌市地域 福祉社会計 画審議会	社会福祉法（昭和26年法律第45号） 第107条第1項に規定する地域福祉計 画並びに成年後見制度の利用の促進に 関する法律（平成28年法律第29号）第 14条第1項に規定する成年後見制度の 利用の促進に関する施策についての基本 的な計画及び同条第2項に規定する成年 後見制度の利用の促進に関する基本的な 事項についての調査及び審議に 関すること。	25人 以内	3年
------------------------	--	-----------	----

附 則

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 札幌市附属機関設置条例第4条第3項の規定による札幌市地域福祉社会計  
画審議会の委員の委嘱のために必要な準備行為は、この条例の施行前におい  
ても行うことができる。

（理 由）

社会福祉法に規定する地域福祉計画及び成年後見制度の利用の促進に関する

法律に規定する同制度の利用促進に係る基本的な計画等についての調査及び審議を行う附属機関を新たに設置するため、本案を提出する。